

## 平成 29 年第 4 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 4 月 4 日（火曜日） 14 時 00 分～ 15 時 56 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席委員： 1 番 高橋 武夫 2 番 山田 定男 3 番 桑原 慶吾 4 番 高野 公博  
5 番 守田 権造 6 番 木許 功二彦 7 番 池田 幸利 8 番 後藤 彰  
10 番 白田 一男 11 番 岡田 安代 12 番 津田 幸喜 14 番 清水 秀人  
15 番 松下 芳久 16 番 杉谷 長男 17 番 矢野 輝人 18 番 田嶋 義生  
19 番 三原 眞喜夫 20 番 山本 重夫 21 番 河野 弘光 22 番 疋田 洋  
23 番 谷川 享宏 24 番 山口 勝廣 25 番 藤原 安政 26 番 矢野 弥平  
27 番 岩崎 呂次 28 番 小野 隆壽 29 番 島野 巖 30 番 河野 一正  
31 番 河野 俊雄 32 番 高司 富博 33 番 吉良 勝彦 34 番 三又 勝弘  
35 番 大友 安正 36 番 五十川 覺 37 番 大川 松壽

欠席委員： 9 番 矢野 誠一 13 番 黒岩 真由美

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 主幹 佐脇うつみ  
副主幹 染矢 公博 副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他
- ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）
  - ②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）
  - ③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）
  - ④非農地証明願について
  - ⑤佐伯市農業委員会会議規則の一部改正について
  - ⑥佐伯市農業委員会規程の一部改正について

### 報告及び連絡事項

- ①農業委員会事務局職員の歓送迎会について
- ②農業委員推薦・応募の状況について

事務局長：皆さんこんにちは。ただいまから平成 29 年第 4 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は 9 番矢野委員、13 番黒岩委員、28 番の小野委員がまだ来られておりませんが、連絡は来ておりません。現時点で農業委員 37 名中本日の会議の出席者は今のところ 34 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。それと、先月の大分県知事許可案件につきましては、3 月 21 日及び 3 月 30 日付けで許可となっています。また、3 月 21 日付けで 2 件が不許可となっていますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議 長：これよりの議事の進行につきまして、私の方で進めていきたいと思えます。最初に本日の議事録の署名人を指名をいたしたいと思えます。議事録の署名を 36 番の五十川覚委員、37 番の大川松壽委員をお願いをしたいと思います。それでは、議事に入ります前に、事務局の方から本日の議案についてお願いをいたします。

事務局長：それでは議案書の 2 ページをお開きください。若干 2 か所程訂正があります。農地法第 5 条の件数のところで 11 が 12 です。計のところで 18 になっておるところが、これが 19 です。それでは提案いたします。農地法第 3 条、3 件、田 1,025 m<sup>2</sup>、畑 347 m<sup>2</sup>、計 1,372 m<sup>2</sup>、続いて農地法第 4 条、4 件、田 1,452 m<sup>2</sup>、畑 492 m<sup>2</sup>、計 1,944 m<sup>2</sup>。続いて農地法第 5 条、件数 12 件、田 3,391 m<sup>2</sup>、畑 2,212 m<sup>2</sup>、計 5,603 m<sup>2</sup>。トータル計、件数 19 件、田 5,868 m<sup>2</sup>、畑 3,051 m<sup>2</sup>、総合計 8,919 m<sup>2</sup>です。以上提案いたします。

議 長：それでは議事に入ります。はい。

27 番委員：27 番の岩崎です。先程事務局長の説明で、先月の許可案件の中に不許可が 2 件あると、それは会長が協議に行ったんでしょうが、その内訳を皆さんに説明して審議に入るべきだと思えます。そうでないと、佐伯市農業委員会が、許可というか了解をして県の方に送付したのが拒否されたということは大きな問題だと思えます。それで、この議案に入る前に皆さんに報告してみんなが納得いけばいいんですが、いかんでも不許可じゃけ、佐伯市農業委員会として再提案をするか、あれをちょっとしていただきたいと思えますが、皆さんに諮ってください。

議 長：その前に、ちょっといいですか。今ですぬ県の常任会議で審議をするわけなんです、今もう御承知のように部会に分かれて 1 部会と 2 部会になっって、私は 1 部会の方になっております。そういったことで、今回審議をされた案件については 2 部会で審議をされております。2 部会の方に私が出てないものですから、審議をされた内容がちょっと私の方では。

27 番委員：不許可の理由を。

議 長：それは、事務局の方から説明をさせたいと思えます。

事務局長：今の岩崎委員の質問にお答えいたします。これについては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇がからんどった件が2件ありました。これについて農業委員会で不許可相当であげておりますので、それで不許可ということで不許可書が出ております。

27番委員：ここで不許可としとるのを上にあげないけんのか。

事務局長：あげらんといけんのです。

27番委員：今までこんな案件はないわなあ。

事務局長：ないです。今回2件ほどありましたのであげております。

27番委員：わかった。どの件かなと思って、何にもわからんであれしたから。

議長：よろしいですか。引き続いて議事を進めてまいりたいと思います。それでは、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について、これより順次していきたいと思います。1番につきまして、23番の谷川享宏委員の方から立証をお願いいたします。

23番委員：23番が3条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕地面積は議案書のとおりです。調査は3月25日に行いました。申請農地の位置は、大分バス長津留バス停より西へ200mの所にあり、現状は畑です。主として譲受人夫婦と母、3人で従事しており、第2種兼業農家で農業経営に必要な農機具は所有しており、耕作すべき農地はすべて耕作しております。本件は双方の合意の売買です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。以上、許可基準に照らしまして、許可相当と思われるのでよろしく御審議をお願いします。

議長：23番の谷川委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、1番について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。本案は、原案のとおり承認をし、許可をすることに決定をいたします。それでは続いて、2番にいきたいと思います。2番につきまして20番の山本重夫委員の方から立証をお願いいたします。

20番委員：20番が3条の2番を立証します。申請の目的、土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。調査は3月27日に行いました。申請農地の位置は、佐伯市小島地区の津志河内橋から東に約150mの所にあり、現況は不耕作地の畑です。主として譲受人夫婦が農業に従事しており第2種兼業農家です。通作距離は950m程で耕作は可能です。農機具の所有状況は、果樹栽培に必要な農機具は所有しており、営農に支障はありません。取得後の耕作面積は、66.12aで佐伯地区の下限面積40a以上保有しており、耕作すべき農地は全て耕作しております。本件は双方の合意の譲渡です。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。申請農地周辺地域への農業上の支障は何ら予想されません。本件は長年にわたり不耕作地であり、譲受人はこの農地を整備しカボスを栽培する予定です。以上、許可基準に照合した結果、許可相当と

思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長:3条の2番について20番の山本委員の方から立証が終わりました。それでは本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり)異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員)挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、3条の3番について33番の吉良勝彦委員の方から立証をお願いいたします。

33番委員:33番が3条の3番を立証します。本件は売買による所有権の移転です。申請地の詳細については議案書どおりです。調査は3月24日に行いました。申請地の位置は、稲垣橋を渡り左折し南に150m、番匠川長瀬橋の上流になります。譲受人の家族状況は夫婦、息子と3人家族でニラ、野菜、果樹を耕作する専業農家です。申請地は譲受人が所有する農地と隣接しており、すでに長年譲受人が野菜を栽培し、取得後も引き続き野菜を栽培するとのことです。農機具の所有状況は、トラクター等の農業経営に必要な農機具は全て持っております。耕作面積は、52.42aで佐伯地域の下限面積40a以上保有して耕作をしております。本件は〇〇氏と〇〇氏の合意の売買であり双方とも了解しております。小作権及びその他の権利設定は本件にはありません。申請農地周辺地域への農業上の支障は何ら考えられません。以上、許可基準に照らしまして、許可適当と思われますので皆様の御審議をお願いします。

議 長:3条の3番について33番の吉良委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。(異議なし、の声あり)異議なしの発言がございました。それではここで本件について、承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員)挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第3条の規定による許可申請書につきましては議了いたしました。それでは、続いて議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請書について審議をいたしたいと思えます。1番について21番の河野弘光委員の方から立証をお願いいたします。

21番委員:21番が4条の1番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は3月29日に行いました。申請農地の位置は、地図を御参照ください。現状は倉庫用地です。この土地は、申請人が前所有者から相続により取得した土地です。現在は、前所有者の建設会社の資材等を保管する倉庫として利用しています。申請人が、土地の登記簿謄本を確認した際、この土地の地目が農地であることを知り、始末書を添付しての申請となります。工事が完了していますので許可後は永久です。転用面積、位置は適当であります。用排水については、隣地とはブロック積み、コンクリートをはり、周辺への被害もありません。被害防除については、申請地の北側は山林と河川、東側は河川と畑、南側は宅地と市道、西側は市道を挟んで山林です。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長:農地法第4条の1番について21番の河野委員より立証が終わりました。それではここで質疑、意見を求めたいと思えます。(異議なし、の声あり)異議なしの発言がございましたので、本件について賛成をされる委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって本件は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、農地法第4条の2番

について 16 番の杉谷長男委員の方から立証をお願いいたします。

16 番委員：16 番が 4 条の 2 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成 29 年 3 月 23 日に行いました。工事計画は許可あり次第、平成 29 年 5 月 20 日から 29 年 8 月 20 日までに完工の予定です。申請の目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、市道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除につきましては、北側は道路、西側、東側、南側は畑で現在は荒地で何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当とと思われますので、皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長：4 条の 2 番について、16 番の杉谷長男委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について、質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について、承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて 4 条の 3 番について、25 番の藤原安政委員の方から立証をお願いいたします。

25 番委員：25 番が 4 条の 3 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 3 月 31 日に行いました。申請農地の位置は、地図を御参照ください。番匠橋を延岡方面に渡り、グリーンセンター番匠の脇を入った四辻の農道の左下になるんですが、赤色のついた所です。今、これが北西の方向に入ったその手前の道路です。この農道のすぐ下になる所の右側の黒い部分が施設です。手前は通常の農地として、田んぼとして使っている部分です。内容を申し上げます。本件は、農用地内における営農型太陽光発電施設用地に係る 3 年間の一時転用許可を受けた申請の更新のための申請です。事案は収量が地域の平均的収量の 8 割以下になると、営農型太陽光発電施設を撤去しなければならないため、ここにその要件、内容を列記し承認を得るものです。黄金発芽ニンニクが普通の発芽ニンニクに変わった理由ですが、当初申請の際は黄金発芽ニンニクということであったんですが、今現在実際にやっておるのは普通の発芽ニンニクということです。これに変わった理由として黄金発芽ニンニクの生育環境作りが多大な経費投入と作業の困難さ、加えて出荷時の真空パック等が必要となって黄金発芽ニンニクを断念し普通の発芽ニンニクとしたということであります。それから地域の平均的な単収の対比について、大牟田市の栽培者を選んで資料の提供を受けております。そういう理由については、同じ水耕栽培方式をとっているのは、全国に数か所あるそうですが、1 年間を通して定期的に出荷していること、栽培方法が水しか使用しないこと、近隣県であることなどから大牟田市の生産者より資料提供を受けて比較しております。発電モジュール下部の農地の単収について、地域の平均的な単収と比べた場合ですが、当人の単収見込みですが、まだ完全に 3 年経ってないんで、258 kg という見込み収量が、単収に変えた場合ですね、年間単収に変えた場合 258 kg、それからその資料をいただいたところの地域の平均的な単収を見た場合が年間 10 a あたりに換算した場合が 240 kg ということで、107.5 パーセントの増収となっております。発芽ニンニクの販路の動きについてですが、年度別にみると、27 年度と 28 年度の結果が出ておりますので、平成 27 年度は、スーパー、道の駅等で 11 店舗、他に飲食店 2 店舗が、平成 28 年度については、スーパー、道の駅等で 18 店舗、飲食店が 7 店舗ということで順調な伸びを示しております。収量が地域の平均的収量の 8 割以下になると、太陽光発電施設を撤去

しなければならぬために、自己資金の証明としては預金通帳の写しが添付されています。土地の地区の団体であります、弥生土地改良区、水利組合ですが、ここで適当と認めますとの異議はない旨の意見が添付されています。その他、耕作地の管理状況も十分行われております。近くを私も再三通るわけですが、ちらちらと中も見させてもらっておりますが、周囲からの環境についての苦情等ありません。以上、許可基準に照合した結果、引き続き許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：4条の3番について立証が終わりました。本件については、非常に全国的にも珍しい取扱いということで、いろんな今聞いておりますと要件が付されているようであります。何か皆様方で、御質問、又御意見等がございましたら出してください。はい。

3番委員：カッコ書きの926㎡の内の1㎡というのは。

25番委員：ちょっとそこは私も疑問に思ったんですが、実は、太陽光モジュールの支柱、柱が何十本かあります。その部分の面積だそうです。他は作物を作られるものですから、その面積だけしかあげてないということらしいです。私も知らなかったので聞いたんですけど。そう言われれば、他のところは作られますので。見たとおり、他の広く空いとる所は通常の野菜を作っておりますし、周囲にも排水路として年間何回か土を上げて水路の水の流れがいいように管理しております。

議 長：他にございませんか。（異議なし、の声あり）よろしいですか。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて4条の4番について19番の三原眞喜夫委員の方から立証をお願いいたします。

19番委員：19番が4条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は3月26日に行いました。工事計画は、申請人が老齢のためシイタケ栽培ができなくなったので杉150本を植林します。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、林道の側溝を利用するので支障はありません。被害防除については、写真に載っておりますけれどもシイタケのぼた場だけが田んぼとして残っておるだけで、後は全て田、畑、現況は山林になっております。山林化しておるような状態でございます。被害防除については、北側は田と畑、東側は小谷を挟んで田、先月申請人が植林用地として4条の許可済みでございます。南側は谷、西側は道を挟んで田です。日照等の被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：4条の4番について19番の三原委員の方からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見を求めたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で4条の案件については議了いたしました。続いて議案の第12号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について16番の杉谷長男委員の方から立証をお願いいたします。

1 番、2 番が杉谷委員が担当区域でありますので、引き続いて審議をいたしたいと思います。最初に 1 番から立証をお願いいたします。

16 番委員：16 番が 5 条の 1 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成 29 年 3 月 23 日に行いました。地図を参照してください。現状は畑でミカンを耕作しています。譲受人が自宅の駐車場がないために利用するためです。工事計画は、許可あり次第、平成 29 年 5 月 15 日から平成 29 年 5 月 25 日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積は適当であります。用排水につきましては、砂利ですので他に支障はありません。付近の土地、作物に被害のないようにします。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をよろしく願います。

議 長：5 条の 1 番について 16 番の杉谷委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）それでは異議もないようにございますので、本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。続いて 2 番について立証をお願いいたします。

16 番委員：16 番が 5 条の 2 番を立証します。場所は同じ所です。3 分の 1 と 3 分の 2 に分けるそうです。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は平成 29 年 3 月 23 日に行いました。地図を参照してください。現状はミカン畑でミカンを耕作しています。譲受人が農機具置場用地及び自宅の駐車場用地として購入し、そこに倉庫を建てて駐車場と共有します。工事計画は、許可あり次第、平成 29 年 5 月 15 日から平成 29 年 5 月 25 日までに完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積は適当であります。用排水につきましては、砂利ですので支障はありません。付近の土地、作物に被害のないようにします。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をよろしく願います。

議 長：16 番の杉谷委員の方から 2 番についての立証が終わりました。それではここで質疑、意見を求めたいと思います。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございましたので、本件について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、5 条の 3 番について 15 番の松下芳久委員の方から立証をお願いいたします。

15 番委員：15 番が 5 条の 3 を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 3 月 25 日に行いました。地図を参照ください。スライドの方から先に説明をさせていただきます。ちょうど見える所が譲渡人の畑です。地図の方を見たらわかりますけど、北側に畑が一部ありまして、その隣は実弟、弟さんの宅地になります。手前の方が市道になります。向こう側に地図では畑になっておりますが、一部築山みたいになって畑があります。これでは左側、南側になりますが譲渡人の宅地になります。地図の方は夫である〇〇〇〇名義になっておりますけども現在は申請人である〇〇名義になっております。転用の目的は議案書に記載のため省略します。工事計画は、許可後平成 29 年 7 月 1 日に着工し、同年 12 月 31 日

完工の予定で配置図、平面図等から総合的に判断すると、申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当であります。用排水については、公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。被害防除については、東側は畑、西側は市道、南側は譲渡人の宅地、北側は畑と宅地、先程言いましたように実の弟の宅地になります。隣接地との境界については、コンクリートブロック擁壁を設置しますので土砂の流出等の被害は何ら予想されません。また、建物は隣接地とは2m以上離して建築し、高さは6m未満ですので日照被害はないと思われます。水利権については、塩屋地区土地改良組合の同意の意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：15番の松下委員の方からの立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて5条の4番について37番の大川松壽委員の方から立証をお願いいたします。8番も大川委員の担当でありますので、引き続いてお願いしたいと思います。それでは4番について立証をお願いいたします。

37番委員：37番が5条の4番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は3月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現況は不耕作です。転用の目的は、譲受人が建売住宅2棟を建築する計画です。工事計画は、許可後、着工し、平成29年12月30日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、合併処理浄化槽を設置し、雨水とともに水路に放流します。被害防除については、申請地の北側は市道を挟んで宅地と畑、東側と西側は畑、南側は田ですが何ら被害は予想されません。水利権は、城村水利組合から異議はないとの意見書が添付されています。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われますので、皆様の御審議をお願いします。

議 長：5条の4番について大川委員からの立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは8番について引き続き立証をお願いいたします。

37番委員：37番が5条の8番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は3月25日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照してください。現地は荒地です。転用の目的は、譲受人が駐車場用地及び倉庫用地として利用する計画です。譲受人は北側の隣接地の実家に居住する予定ですが、進入路が狭いため駐車場用地がなく、敷地内には倉庫用地もないため今回の申請に至りました。工事計画は、平成29年5月20日着工し、平成29年7月31日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。用排水については、特段の計画はありません。被害防除については、申請地の北側は道を挟んで宅地と山林、東側は市道と水路、南側は県道、西側は宅地ですが、何ら被害は予想されません。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と



思われますので皆様の御審議をお願いします。

議 長：5条の8番について立証が終わりました。ここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは5条の5番について32番の高司富博委員の方から立証をお願いいたします。6番についても担当委員が同じでございますので、引き続いて立証をお願いしたいと思います。5番についてお願いします。

32番委員：32番が5条の5番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案のとおりです。調査は3月24日に行いました。申請地の位置は、地図を御参照ください。地目は田ですが、現況は畑となっています。譲受人が太陽光パネルを設置する計画です。なお、九電許可済み案件で、申請の目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水は地下浸透するので支障ありません。被害防除については、北側は畑、東側は河川、南側は太陽光パネルが既に設置されています。西側は道を挟んで畑で囲まれており、特段支障はないと思われま。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われま。以上、皆様の御審議をお願いいたします。

議 長：農地法5条の5番について32番の高司委員の方から立証が終わりました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで、5番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、引き続いて6番について立証をお願いいたします。

32番委員：32番が5条の6番を立証します。なお、この所有者の元の所有者は親子になります。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案のとおりです。調査は3月24日に行いました。申請地の位置は、地図を参照ください。現況も畑となっております。譲受人が太陽光パネルを設置する計画です。なお、九電許可済み案件で、申請目的の実現性は確実であり、計画面積、位置は適当であります。雨水は地下浸透するので支障ありません。被害防除については、北側は山林、東側は道路、南側は畑、西側は道を挟んで山で囲まれており、特段支障はないと思われま。水利権はありません。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われま。以上、皆様の御審議をお願いします。

議 長：6番について高司委員の方から立証が終わりました。それでは本件について質疑、意見がございましたら出してください。はい。

27番委員：5番と6番はほとんど隣合わせのようにあるんですが、この〇〇〇〇の〇、28年11月28日5条申請の許可済みとあるがこれも太陽光で許可をとっているんですか。そうすればこの周りに1年6カ月ぐらい前ですが、ひとつも太陽光の写真が出てこんのんですが、どういうふうになつとるんでしょうか。

26番委員：（写真を見ながら）これは今から作るから、これ。

27 番委員：わかりました。

議長：他はございませんか。（異議なし、の声あり）それでは 6 番について質疑、意見がございませんので、承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって 6 番については原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは、5 条の 7 番について 20 番の山本重夫委員の方から立証をお願いいたします。

20 番委員：20 番が 5 条の 7 番を立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 3 月 27 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は不耕作の田です。譲受人は現在、事業所を大字長谷〇〇〇番地〇に、資材置場を蒲江大字野々河内浦〇〇〇番〇に設置していますが、事業所から遠いため、事業所から 650m 程の申請地を取得して駐車場及び資材置場用地として利用する計画です。工事計画は、5 月 15 日着工し、8 月 31 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当です。雨水は市道の側溝に放流しますので支障はありません。被害防除については、周囲を L 型擁壁を設置し、土砂等流出の被害は何ら予想されません。北側は水路を隔てて宅地、東側は水路、農道を隔てて田、南側は水路、市道を隔てて不耕作地の田、西側は不耕作地の田がありますが何ら被害は予想されません。水利権については、汐月用水組合より、意見は特になしとの意見書が添付されております。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われるので、皆様の御審議をお願いします。

議長：5 条の 7 番について 20 番の山本委員の方から立証が終わりました。それではここで質疑、意見がございましたら出してください。（異議なし、の声あり）異議なしの発言がございました。それではここで 5 条の 7 番について承認をされる委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それから続いて、9 番、10 番、11 番、12 番、4 件について、担当委員が山本委員でございますので順次立証をお願いしたいと思います。それでは最初に 9 番について立証をお願いいたします。

20 番委員：9 番と言いましたけども、これはひとつの土地ですので一括して証明したいと思います。20 番が 5 条の 9 番から 5 条の 12 番を一括して立証します。申請の目的、土地の表示、転用の目的、申請人は議案書のとおりです。調査は 3 月 25 日に行いました。申請農地の位置は、地図を参照ください。現況は去年からの不耕作の田です。図面にはひとつずつの境が入っておりませんが今右手に見える所が北側の市道です。左側は水路と公衆用道路、それから南側はその延長の水路と公衆用道路です。西側は見えてます宅地です。その真ん中近所に 5 条の 9 番の通路、進入路ができます。その周囲を 3 つに分けて宅地に転用の予定です。そういうことで 5 条の 9 番は譲受人〇〇氏ほか 2 名が一般住宅を建築するにあたり進入路用地とする計画です。5 条の 10 番から 5 条の 12 番はそれぞれ譲受人が一般住宅の建築をする計画です。工事計画は、5 条の 9 番は 5 月 20 日着工し 6 月 30 日完工の予定です。5 条の 10 番及び 5 条の 12 番は 5 月 20 日着工し 9 月 30 日完工の予定です。5 条の 11 番は 5 月 20 日着工し、10 月 31 日完工の予定です。申請目的の実現性は確実であり、転用面積、位置は適当です。生活排水は集落排水に接続し、雨水は市道の側溝に放流しますので支障はありません。被害防除については、周囲を L 型擁壁及びコンクリートブロック擁壁を設置し、進入路はアスファルト舗装を行い土砂等の流

出がないようにします。北側は水路、市道を隔てて田、東側は水路、公衆用道路を隔てて宅地、南側は同じく水路、公衆用道路を隔てて田、西側は宅地がありますが何ら被害は予想されません。水利権については、汐月用水組合より、意見は特になしとの意見書が添付されております。申請地は南側にある 10ha 以上の一団の農地に接続する第一種農地であるが、隣接地が宅地であることから例外的な許可である集落接続に該当するため、転用の見込みはあると思われまます。以上、転用許可基準に照合した結果、許可相当と思われまますので、皆様の御審議をお願いしまます。

議 長：9 番、10 番、11 番、12 番について一括立証がありました。それではここで本件について質疑、意見がございましたら出してください。はい、どうぞ。

2 番委員：事務局にお伺いしまます。今、ここの地図を見たら、ここ全部一種農地なんですよ、今ある〇〇さん、それから〇〇さんの左側の市道の所までは一種農地を外してもいいんじゃない、ずっと一種農地、立証者が一番困る状態なんよな一種農地というんが。その後のやつの地図の下側なんかは一種農地として残しとっていいんですけど、女島と一緒にじゃないかなこれ。こういうのは外せんのかな。

27 番委員：山田委員の方に私の説明で納得がいくかどうか知りませんが説明しまます。この 5 条一⑪の所は私が市役所に入った時の昭和 32 年に宇山区という所が、土地改良区なんですよ、耕地整理をしてこれが一種農地になっております。その時に今言う今回の道路入れて 4 筆、ここは汐月区の行政区の土地になって耕地整理等はなされてない旧態の状態です。この分だけ一種に指定されとるとというのがどうかおかしくて、こちらの方は全部耕地整理済みで一種、それでちょっと外すというのは難しいんじゃないかと思ひまます。これは農振地域に入っていると思ひまます。下の方はですね。そういう説明でわかりますか。

議 長：確認を求めまます。事務局の方から、今の説明で農振地域になつとるんですか。

事務局：今、山田委員さんがおっしゃった一種農地を外すというのが私としてはわかりにくかったんですよ、10ha 以上の農地のかたまりがある所の農地は一種農地と判断されるんですよ、一種農地を外すというのか、一種農地を転用するというのは、一種農地の例外規定で集落接続での家を建てるとか、そのような転用理由が一種農地の例外に当てはまる時になるので、一種農地 10ha のかたまりの端っこにあるから転用目的がない段階で外しておくというのはできないということになりますよ、ちょっとこれが山田委員さんの質問の回答になるか、私が一種農地を外すということがよくわからなかったものですから。これでよろしいですか、今の回答で。今回の申請地の元は 48 番で 1 筆なんですよ、この 48 番の土地は農用地区域ではありません。ですので、今回の申請にあたっては農用地区域を外すということは入っておりません。農用地区域外ですので。ただ、たとえ隅っこの方であっても 10ha 以上の農地のかたまりの一段の中に入っているんで、一種農地という農地区分は動かしようがないので、一種農地の例外規定にあるようなものでしか。

議 長：いいですか。そういうことで、一応事前に一種農地を外すということはできないということで、他にございせんか。はい。

3 番委員：3 番の桑原です。ちょっとお聞きしますが、この申請地のちょうど進入路の北側に水路があるようになっていますね、その上に台形といいますか土地があって、その上が道路だろあとと思いますが、進入路が道路に接してないのに進入路になるのかなと思って、何かそこは。

20 番委員：これは当然橋を架けます。

3 番委員：水路の橋はいいんですけども、その上の土地が道路ですか。

20 番委員：現況は道路、所有は海軍省かなんかになっとるんですね。両サイドにあるんですよ、今の道路の。この右側の方、東側に宅地があります。

3 番委員：ようするに国有地ということなんでしょうね。

20 番委員：そこがもともと軍の送信所だったんですね、そのあと堅田中学、今はありませんけど、堅田中学がここにあったんですよ。それから移転しましたよね、今の南中学の前に今、なおみ園が出来ている所に堅田中学が移転したけども、今なくて、南中学と合併した。もともとはここに中学校があったんです。

3 番委員：わかりました。その場合、海軍省ですか国有地になる所を通路として自由に使えるんですか。

20 番委員：もう道路として現在使用してますから。

3 番委員：道路としてはいいんですけども、土地の所有は道路になっているかどうか、私はわからないんですけども、道路になってなければ、後日問題になる場合が出てくるんじゃないかなと思ってますので。それだけです。現況は道路として、市道とか何かに名義が変わっていればいいんですけども、その辺は大丈夫なんですかね。

20 番委員：隣地等もみんな使いよるわけですから。恐らくこれ言い出すときりがないんですよ。国有地であつても何であつても名義を変えてないのがいくらでもあるわけですよ。

3 番委員：だから、問題があれば必要な所は国有地の払い下げを受けとかなくていいのかなという気があるんです。ちょっとこれは心配ごとですけども。登記上が市道に佐伯市になっていけば問題ないです、道路に面しているからいいんですけども、名義が全然違えば部分的にでも払い下げを受けておくとか、何かそういう形にしとかなないと。

事務局：たぶんこれは海軍省と登記名義がなっていると思うんですが、市道にはなっておると思うんです。それで、ようするに用地管理課がおそらく市道敷きとかそういう所の個人で残っておる所の払い下げとかそういうのは今用地管理課の方でリストがあると思います。徐々に用地管理課、建設部の方で手続きはするようにしてると思います。

議長：他にございませんか。よろしいですか。それではですね、ここで承認を求めたいと思います。

9番、10番、11番、12番について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。以上で農地法第5条の許可申請の案件については全て議了いたしました。それではここで10分間ほど休憩をいたしたいと思います。25分まで休憩をいたします。

（10分休憩）

議 長：それでは再開をいたしたいと思います。その他に入りたいと思います。農林課の方から例によって農用地利用集積計画（案）について提案をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。農林課児玉です。よろしくをお願いいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について、とりまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は35件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間5年は14筆で、25,306㎡、契約期間10年が21筆で23,205㎡、これらを合計すると35筆で48,511㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載していますのでご確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、御審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：説明が終わりました。ここで質疑、意見を求めたいと思います。（ありません、の声あり）それでは、質疑、意見もございませんので、ここで農用地利用集積計画（案）について承認を求めたいと思います。本件について賛成をされる委員の挙手をお願いいたします。（挙手全員）挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは続いて、2番の農用地利用権設定の推進についてということで、説明をお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところですが、満期到来者分については該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合はご協力の程よろしくをお願いいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は、御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは4月20日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いします。以上よろしくをお願いいたします。

議 長：2番について、皆さん方の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。続いて3番の農用地利用配分計画（案）の意見聴取ということで説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願ひします。それでは皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に添って説明させていただきます。資料表紙の裏側が集計表になっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成29年6月1日開始分です。契約期間5年の内訳は、田、14筆、面積25,306㎡、契約期間10年の内訳は、田、17筆、面積17,318㎡、畑、1筆、面積2,101㎡、計18筆、19,419㎡、今月の合

計は 32 筆、44,725 m<sup>2</sup>となっております。詳細につきましては 2 枚目から農用地貸付調書を添付しておりますので各自ご覧いただきたいと思ひます。簡単ですが以上で説明を終わりますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長：説明が終わりました。確認のうへ、質疑、意見がございましたら出してください。

27 番委員：質問というかお尋ねです。下川総括主幹でいいと思ひますが、今回農業委員の申請というか、私の地域で認定農業者が何人も居るようにあるんで、お前出らんかと言ったら、ハウス造る時は認定農業者になつたけど、もうあと作らんで 5 年経って流したって認定農業者の権利、そんなことができるんか。それと、もうひとつは今この案件にもあがってきておるが 1 枚めくつたら麦を作れば、収穫があろうがあるまいが、認定農業者になれば補助金が出ると、機械を買えば個人であっても補助金が出ると、そういう今制度になつとるんです。そういうあれならまた 7 月から新しい農業委員が決まると思ひうけど、認定農業者はそれぞれ補助を貰ってハウスを造ったりしておる、私方の近所にも 2 千万円近くのハウスを造って 75%とかの補助をもらうたとかいう人がおとつて、個人にそういう多額の金を出しよるんか。そんな制度があつたら委員が変わつた時の時点で、3 年間はその委員の任期があるんじゃけえ、ぴしゃつと説明せんと今回俺が歩いて俺の代わりに誰か出らんかのうと思つて何人かにあたつたけど、ハウス造つて後は規模を拡大するあれもないから、もう認定農業者じゃねえごとあるがなあと拒否されたんですが、何か機会があつたらお尋ねしようと思つてあれしたんですが、説明が欲しい。

議 長：はい、農林課。

農 林 課：認定農業者の要件については、隣の園芸振興係になるんですけども、基本的に認定農業者は 5 年後の経営が 400 万、所得 400 万になるという計画を立てます。その計画を立てた申請書を審議会にかけまして、そこで認められたら認定農業者ということになります。今の案件からすると本人的にはハウスは造つて今後は拡大はしないということで、どちらかという規模縮小したいということで、新たには認定を受けないということで、申請はしなかつたんだろうと思ひます。その場合は、認定農業者ということにはならないので、認定農業者からは外れますということになるかと思ひます。

27 番委員：補助金適正化法では、物を造つて 7 年は変えたり、売つたりしたらその分は、国、県、市の補助が付いたら返納せなあいけんわなあ。今言う 5 年が過ぎたからというて、この冬の一番値の高い時にハウスはニラは植わつてなくて他のものが植わつとるんじやが、そんなんもいいんか。質問とはちょっと違ふけど認定農業者で施設を導入して、6 年か 5 年が過ぎたんかしらんけど、目的外使用じゃわなあ。そんなんは、市のどこが取り締まるんか。そして普及所たて、俺のねきを通して手を上げて止めりやあ、岩崎さんですかというようなんで、すれ違つても止まってからものを言わんのじやが、ちょっと横着なわ。

農 林 課：その適化法の関係については、園芸振興の方がたぶん出している県の事業を使つてのハウスを建設していると思ひますので、それは園芸振興の方に確認をさせていただきたいと思ひます。それから麦の件については、麦はすてづくりができません。基本的には麦を作つていただいて数量もとらなければいけないんですけども、等級をつけます。ですから 2 等以上でなければ、

交付金がおりにないということになっておりますので、出来の悪い麦であれば、交付金は数量払いという分については出ないというところがあります。

27 番委員：それは基準を言いよるんじゃろ。実際にいこうか、去年の。5 反に大豆を植えて何袋取れたと思うとるん。いちやきの袋で5 俵も取れとらんよ。そんな所に補助金を出しとるんじゃろ。

農 林 課：基本の部分は出ると思うんですけども、数量というのがあります。数量がいつてなければその分は結局お金がかなり低く。

27 番委員：麦も相当作ったけど、これは天候の良しあしによって赤さびが出たりして、植えた8町なら8町の分の半分ぐらい収穫したら途中でやめたわ。赤さびで、買い手もない売れんというんで。そんなにも補助金は出しとるん。そして、その認定農業者になれば、お金が貰えるけえ俺はなるんじゃと、見たページに1人の氏がこげえ土地を借りて作ったって、これはろくなもんはできんわ。

議 長：他はございませんか。それでは、いろいろございましたけど、本件について承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって農用地利用配分計画(案)については承認をすることに決定をいたします。以上で農林課からの提案は終わります。引き続いて4番の非農地証明願いについて議題といたします。

事 務 局：非農地証明願の1番を説明します。現地調査は3番の桑原慶吾委員と事務局職員2名で、3月10日に行いました。土地の表示、耕作放棄された年月日、申請人等は議案書のとおりです。また、申請地の位置は地図を御参照ください。先にスライドの写真を見ていただいてそれから説明させていただきます。1番と2番が外見なんですけど、そして申請人が家財道具等が入っているということだったので、ちょっと内部も、いつ頃造られたものか推測する材料になるかと思って写したものです。説明の方に戻ります。耕作放棄された理由は昭和20年1月ごろに前所有者である申請人の父が、農具及び家財用具の倉庫として建築したためです。この倉庫の外観と内部の様子は先程のスライド写真のとおりです。この案件は、農地法が施行されました昭和27年、それより以前に転用されている案件となります。農地法自体が成立していない時代ですので、当然違反転用となりません。許可、不許可の判断ができる以前のものとなります。ここでは、報告という形で承認とさせていただきたいと思います。

議 長：事務局より説明がございました。担当委員の桑原委員の方から補足がありますか。

3 番委員：別にありません。事務局のおっしゃるとおりです。

議 長：それでは、説明、立証が終わりました。何か質疑、意見がございますか。(ありません、の声あり) ないようにございますので、それでは非農地証明願いについて承認をされる委員の挙手をお願いいたします。(挙手全員) 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認をすることに決定をいたします。それでは次に、5番の佐伯市農業委員会会議規則の一部改正について議題といたします。説明をお願いいたします。

事務局：お手元の方に佐伯市農業委員会会議規則（平成 17 年）新旧対照表という用紙をお配りしておりますのでそれに沿って説明していきたいと思っております。座って説明いたします。まず一部改正しようとする理由であります、農業委員会法等に関する法律の改正に伴い新しく農地利用最適化推進委員が設置されます。このことにより、推進委員の会議における通知、発言、規律等の規定を追加する必要が生じたために今回改正しようとするものであります。その他法律に沿った改正も一部ございます。それでは新旧対照表の 2 ページをお開きください。2 ページの第 3 条の第 2 項の次に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により報告を求める場合はということで、農地利用最適化推進委員に会長が報告を求めるという場合には、会議の日時、場所、関係する議案、その他必要事項を記載した書面により、会議への出席を推進委員に要請するという 1 項と推進委員が逆に法第 29 条第 2 項の規定により意見を述べたいという場合につきましては、原則として毎月 15 日までに会長に書面又は口頭で連絡するものとするという 1 項、また、5 項といたしまして会長は前項、推進委員から意見を述べたいという連絡があった場合には、当該委員に対して招集する旨の通知を行うという部分を 3 項追加するというところでございます。続きまして、第 6 条の 1 項の部分で、右側が旧規則でございますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項の規定によりという部分が、第 10 条の規定と全く同じなため簡略化するために第 10 条に変更したいということでございます。続きまして、第 8 条の発言に関しまして農業委員と同じく推進委員の発言に関した事項を 2 項追加しようとするものでございます。続きまして、4 ページをお開きください。第 10 条につきましては、この規則の条文の書き方が委員会の委員と、これは農業委員のことでございますが、他の部分では全て委員ということで統一されてますので、ここの部分について委員会を除くということでございます。続きまして、第 13 条の議事録といたしまして、現在法律では、インターネット等で議事録を公表しなさいということに変わっておりますが、未だこの規則の方が一般の縦覧に供しというふうになっておりましたので、この機会にインターネットの利用、その他の適切な方法により公表するというふうに変更したいということでございます。最後に第 17 条の 1 項の次に農業委員と同じく規律を推進委員にも設けようとするものであります、中身については、通知を受けた推進委員は、正当な理由なく会議を欠席することができないと、また、通知を受けた推進委員については、欠席しようとする時には、あらかじめその理由を付して会長に届出なければならない。それと、推進委員は農業委員と同じく、会議中みだりに離席し、その他議事の妨害となるような言動をしてはならないということで、多くは先程も言いましたように法律の改正に伴っての規則の一部改正ということでございます。よろしく願いいたします。

議長：説明が終わりましたが、何か質問ございますか。よろしいでしょうか。5 番については、そういうことで改正をされたということで認識をいただきたいと思っております。続いて 6 番の規程の一部改正について。

事務局：規程の方につきましても新旧対照表をお配りしておりますので、これに基づいて御説明したいというふうに思います。まず、1 ページであります、会長の任期及び互選についてということで、今までは選挙というふうな規程でございましたが、農業委員会等に関する法律では、互選というふうに明確に規定されております。よって、国の法に合わせるという意味で会長を決めるのを選挙を互選に変えたいということでございます。中身につきましては、2 項で会長の互選は単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とすると、ただし得票数が同じ時はくじで定めると、これが第 1 番でございますが、第 3 項の方に書いてありますように



実際は出席している委員さんに異議がなければ他の方法により互選を行うという一文、たぶんこちらの方が採用されるのではないかと思っております。旧体制での選び方につきましては選考委員会を設置するなどして会長を決めていたようでございます。ちなみに選挙となれば立候補制になりますので会長になりたいという方が手をあげて皆さんが投票するというところでございますが、そういった規定は法律にはございませんので、互選に変えるということでございます。それと4項で会長が事情により欠けた場合は10日以内に選挙を行わなければならないというふうになっておりましたが、10日という数字があまりにも具体すぎて対応できない可能性もあるということでございますので、速やかに会長の互選を行わなければならないというふうに変えております。続きまして、2ページをお開きください。第4条、第5条の改正につきましては、部会の部分を削除しております。これにつきましては総務課の法制係の方とも協議する中で、部会を設置する場合は条例により定数を設けなければいけませんけど、佐伯市農業委員会では、7月20日意向も部会を設けるような予定はございません。もし、仮に部会を設けるということになれば、条例で定数を定めてその時にこの規定も一緒に変えるということになりますので現時点では部会の部分を削除しておきます。続きまして3ページでございますが、第7条の第2項の12号農地等賃貸借契約等に関する事とということで、今まで小作契約等という言葉でございましたが、法律的にこういう言葉がございませんで、農地等の賃貸借契約等ということに変わっておりますので、これに変わるということでございます。あと15番と16番で委員会の委員、いわゆる農業委員の選任の手続きに関する事と農業委員の選考委員会の庶務に関する事を事務局の庶務として追加してるということでございます。ちなみに農業委員の選考関係には市長部局の簡単に言えば仕事ということになっておりますが、佐伯市では農業委員会の事務局に職務命令されておりますのでこの部分を追加したいということでございます。別に農地利用最適化推進委員は法律的に農業委員会が業務を行うということになっておりますのでここには載せておりません。あと、次の4ページを開けていただきたいんですけども第13条につきましては専決の部分ですけど、この規定が別表第1になっておりますけど、第1というのはございませんので別表というふうに正しく改正するというところでございます。あと、5ページの第14条の身分を示す証明書につきましては、農業委員と同じく推進委員についても証明書を発行するというところでここを改正しております。具体的にはいちばん最後のページに新しい身分証明書の様式を載せておりますのでご覧いただければと思います。このサイズは名刺サイズに統一したいということで以前よりは若干小さな証明書になっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長：説明がありましたが、何か質問がございましたら、はい岩崎委員。

27番委員：以前推進委員なんかを割当てる順番で下堅田が上の方にいって俺が指摘した、その報告は法制係と相談するというので、今日まで何も報告がないんですが、旧佐伯市の上堅田とか、大入島とか八幡より上にいっとれば、そのまま通った、どうなった。

事務局：その件につきましては岩崎委員より指摘がありまして、再度中身を総務とも相談しながら精査した結果、大字コードというのがあります、その順番に変えました。それイコール岩崎委員が言われとった形のようになっておりますので、4月15日号の市報、17日になりますけど、その市報で、推進委員の公募をかけますので、要項等もご覧になっていただければと思います。

議長：他にないですか。（ありません、の声あり）よろしいですか。今度規程はそういうふうに改正されます。それでは次に大きな4番で報告及び連絡事項ということで、(1)事務局職員の歓送迎会について。

事務局：お手元にA4用紙の半分に切ったお知らせということで、農業委員会事務局職員の人事異動に伴う懇親会の開催についてということで5月2日の総会終了後の午後6時よりひょうたん小路で行いたいということでございますので、出欠の確認をいたしますので4月24日までに事務局まで御連絡をよろしく願いいたします。ちなみに、また5月1日付けで異動があるというようなことも聞いておりますのでその方も含めた中での懇親会ということになります。

議長：そういうことで、異動に伴うところの歓送迎会、懇親会を開催するということで、皆さん出席をお願いしたいと思います。それでは続いて(2)農業委員の推薦、応募の状況について。

事務局：農業委員につきましては2月15日から3月15日の一月間募集をはかりましたところお手元にお配りしております応募の状況のとおり、定数17名に対して、推薦及び応募が21名ございました。その内訳については、ここに載せているとおりでございますので、御一読願いたいと思います。今後の予定につきましては、明日、第1回の選考委員会で選考、評価の方法を決定いたしまして、来週第2回選考委員会を決めまして、市長に意見を述べるための根拠を選考委員会の中で作り上げたいという予定でございます。その後6月議会に上程いたしまして、6月議会で議会の同意が得られれば、その時点をもって皆さん確定された方につきまして、委員会への初総会へのご案内を差し上げたいというふうに考えております。

議長：本件について何か質問ございませんか。ないようにございますので、事務局からの提案は以上ですが、皆さん方から何か提案ありますか。ないようにございますので、以上で本日提案された事項については、終わりたいと思います。

事務局長：それでは、私から最後に活動記録簿の提出をお願いしたいというのと、今回オレンジの活動記録簿を新しく皆さんにお配りしております。これは4月から来年の3月までの活動記録簿になりますのでよろしく願います。7月で委員さんをやめたり推進委員に残っていただく方もおるかと思いますがやめる方については記念に持っておいてください。それでは、次回の開催日は5月2日火曜日午後2時から市役所6階第2委員会室で開催いたします。そのあと懇親会がありますので参加をよろしく願いいたします。それでは、閉会の挨拶を副会長願います。

37番委員：皆さん大変お疲れさまでした。これで第4回佐伯市農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

(15時56分閉会)